

印西市と印西市内郵便局との包括連携に関する協定書

印西市と別表に掲げる印西市内郵便局は、安心して暮らせる住みよいまちを目指し、相互の発展に資するため、市民サービスの向上に係る連携協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が相互の資源を活用することが有意義と認められる事項について、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域福祉の向上に関すること。
- (3) 教育・文化の振興に関すること。
- (4) 産業経済の活性化に関すること。
- (5) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両者はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、適宜協議するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

(個別協定等)

第5条 第2条に掲げる協力事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

(連絡会議)

第6条 両者は、本協定を実施するため、連絡会議を設置し、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

(代表)

第7条 この協定の締結において、印西郵便局長は印西市内郵便局を代表する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月20日

千葉県印西市大森2364番地2
千葉県印西市
印西市長

千葉県印西市中央南二丁目4番地
日本郵便株式会社
印西郵便局長

(別表)

郵便局名	所在地
印西郵便局	印西市中央南二丁目4番地
印旛郵便局	印西市瀬戸960番地6
船穂郵便局	印西市船尾1300番地
宗像郵便局	印西市岩戸2208番地
本埜郵便局	印西市中根855番地11
小林駅前郵便局	印西市小林北二丁目7番地2
印西原山郵便局	印西市原山一丁目1番地2
印西木刈郵便局	印西市木刈四丁目2番地1
木下駅前郵便局	印西市木下693番地10
印西高花郵便局	印西市高花二丁目2番地
印西小倉台郵便局	印西市小倉台四丁目6番地1